

子母発0424第2号
医政総発0424第2号
社援保発0424第2号
社援地発0424第1号
障企発0424第2号
老推発0424第3号
老高発0424第3号
老振発0424第1号
老老発0424第1号
平成31年4月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律」の施行について（周知依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号。以下「法」という。）」が平成 31 年 4 月 24 日に成立し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令」（平成 31 年政令第 160 号）及び「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則」（平成 31 年厚生労働省令第 72 号）とともに、同日施行されました。

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続き等についての周知を行うこととされています。厚生労働省としては、支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えておりますので、下記のとおり、リーフレットの配布、都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

本一時金の支給対象者の中には、障害福祉サービス等の行政サービスを利用している者も多いと想定される。したがって、各市町村においては、例えば以下のような機会等にリーフレットの配布を行うとともに、必要に応じて、都道府県に設置された旧優生保護法一時金支給担当窓口の案内等を行うこと。

<施設関係>

- ・ 管内の関係施設（医療機関、救護施設、障害者支援施設、老人福祉施設等）を通じた周知（リーフレットの配布等）

等

<社会・援護関係>

- ・ 生活保護受給者が福祉事務所に来所した際や、福祉事務所の職員が生活保護受給世帯を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 救護施設等に対するリーフレットの配布
- ・ 生活に困窮する方が相談窓口（自立相談支援機関）に来所した際の案内
- ・ 成年後見制度に関する相談や手続で行政窓口等に来所した際の案内や社

会福祉協議会等が運営する権利擁護センター等へのリーフレットの配布
等

<障害保健福祉関係>

- ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新の申請等の機会を捉えた案内
- ・ 各種障害福祉サービスの利用手続き等の機会を捉えた案内
- ・ 障害者支援施設へのリーフレットの配布

等

<介護関係>

- ・ 要介護認定の申請手続き等の機会を捉えた案内
- ・ 介護支援専門員が介護サービス受給者を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 介護サービス事業者へのリーフレットの配布

等

別添1：旧優生保護法一時金支給法に関するリーフレット

別添2：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律関係資料（関係法令・通知）

（照会先）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
工藤、池田、釧持

電話：03-5253-1111（内線 4974、4979）